

# 大阪地方最低賃金審議会総会

## 第346回本審議会議事録

### 1 日 時

令和3年11月24日（水） 9時30分～10時15分

### 2 場 所

大阪合同庁舎第2号館 5階 共用C会議室

### 3 出席者

（公益代表委員）

飯島委員、衣笠委員、立見委員、服部委員、村上委員、森委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、上山委員、黒田委員、清水委員、鈴木委員、東本委員

（使用者代表委員）

青木委員、柴田委員、中野委員、平岡委員、古谷委員、丸山委員

（事務局）

木原労働局長、友住労働基準部長、的場賃金課長、恩田主任賃金指導官、服部賃金指導官、紫合賃金指導官

### 4 審議事項

（1）大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する専門部会の審議結果報告及び同最低賃金の改正決定について

（2）大阪府塗料製造業最低賃金等の改正決定に関する報告について

（3）令和3年度大阪府最低賃金の答申附帯事項に関する取組状況報告について

（4）その他

(開会 9時30分)

## 恩田主任賃金指導官

ただいまから大阪地方最低賃金審議会第346回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員6名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員6名の計18名全員の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

本日の配付資料について御確認をお願いいたします。お手元にございます、机の上に置いてございますが、まず会議次第、続きまして配席図、そして大阪地方最低賃金審議会委員名簿(第47期)、そして会議資料、最後に令和3年度大阪府最低賃金の答申附帯事項に関する取組状況報告についての以上5点でございます。お手元にございますでしょうか。

続きまして、本年10月1日付で大阪労働局長の異動がございました。局長の木原から御挨拶申し上げます。

## 木原労働局長

10月1日付で大阪労働局長に就任いたしました木原と申します。

皆様には、日頃から労働行政の推進に御理解、御協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

あわせまして、大変お忙しい中、大阪地方最低賃金審議会に御協力をいただいておりますことを、重ねて御礼を申し上げます。

今年は、夏の暑いさなかに、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じつつ、大阪府最低賃金及び7つの特定最低賃金の改正審議に御尽力をいただきまして、誠にありがとうございます。

本総会では、大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定について御審議いただく予定となっております。改正決定された最低賃金につきましては、大阪労働局におきまして周知広報及び履行確保に取り組むほか、支援策の利活用の促進に努めているところでございます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

## 恩田主任賃金指導官

続きまして、前回の第345回総会後に審議されました特定最低賃金改正決定の必要性及び改正決定の審議状況につきまして御説明いたします。

特定最低賃金改正の必要性等決定につきましては、全7業種の各専門部会で御審議をいただき、9月29日に全専門部会の審議が終了いたしました。

全7業種のうち、大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会につきましては、改正金額の審議におきまして労使の主張に隔たりがあり、全会一致とはならず、採決の上、審議を終了してございます。

一方、本日お手元に配付しております資料1としまして、本年7月6日の第342回総会において了承されました「最低賃金専門部会の審議に関する了解事項」を添付しておりますが、その中の特定最低賃金専門部会の項目の第3項、ページでいいますと2ページ目、裏面の上のほうになりますが、ここに、「審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する」とござ

います。

また、3ページになりますが、資料2として、同総会において併せて了承されました「令和3年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ」を添付しておりますが、各特定最低賃金専門部会の改正決定の審議において、改正金額について労使合意に至らず不一致となった場合、第6回総会、本第346回総会ですが、ここにおきまして、専門部会の審議について報告を行うとともに、総会の採決を踏まえて改正決定額の答申を行うこととしております。

このため、本総会は、改正決定について全会一致に至らなかった大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会の審議結果の報告を行うとともに、金額の改正決定につきまして、採決及び答申が必要となったため、開催させていただくことになってございます。あらかじめ御了承願います。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

## 服部会長

皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、前回の総会后、本審議会の公益を代表する水島委員及び労働者を代表する北畑委員が退任されました。

このため、新たに就任された委員を御紹介させていただきます。

まず、公益を代表する委員の森委員です。

## 森委員

よろしくお願いいたします。

## 服部会長

労働者を代表する委員の鈴木委員です。

## 鈴木委員

よろしくお願いいたします。

## 服部会長

ありがとうございます。

また、水島委員及び北畑委員の退任に伴いまして、小委員会等の委員に欠員が生じました。大阪地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、新たに委員を指名しておりますので、御報告をいたします。

本年11月17日付で、森委員を運営小委員会並びに特別小委員会の公益委員として指名しております。また、狼谷委員を運営小委員会、基本問題協議会の労働者代表委員に、さらに鈴木委員を特別小委員会の労働者代表委員にそれぞれ指名しておりますので、御報告を申し上げます。

それでは、議事(1)の「大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する専門部会の審議結果報告及び同最低賃金の改正決定について」に入ります。

先ほど事務局から御説明をいただきましたが、大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定については、専門部会において全会一致とはなりませんでした。労使合意に至らなかったとのことでございます。

まずは、大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会の審議結果について御報告をいたします。まず、事務局から資料3の大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書を読み上げお願いいたします。

## 服部賃金指導官

それでは、資料3を御確認ください。

報告書を読み上げます。

令和3年9月27日

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子殿

大阪地方最低賃金審議会大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会 部会長 衣笠葉子

大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年7月6日開催の大阪地方最低賃金審議会第342回総会において付託された大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定について、各種資料を参考として、慎重に審議を重ねた結果、本日、別紙のとおり結論に達したので報告する。

別紙

大阪府鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

大阪府の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 996円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

法定どおり

以上です。

## 服部会長

ありがとうございます。

それでは、鉄鋼業最低賃金専門部会の審議経過等について、改めて御報告を申し上げます。

第1回専門部会は8月16日に開催いたしまして、部会長及び部会長代理の選出、審議会の進め方、審議資料についての確認を行いました。その後、事前に提出のありました「改正の必要性の有無に係る意見書」に基づき、労使双方から当該最低賃金の改正決定の必要性について、御主張をいただきま

した。続く第2回、第3回の専門部会は、8月25日、9月7日にそれぞれ開催いたしました。

事務局が示しました資料、また労使それぞれから提出いただいた資料を参考に審議を行い、第3回の専門部会において、全会一致により改正決定の必要性ありとの結論に至りました。

この結果を踏まえて、第4回専門部会を9月27日に開催し、金額審議を行いました。しかしながら、労使双方の主張に隔たりがあり、妥協点を見いだすことができませんでした。このため、公益を代表する委員から公益委員見解を示し、採決を行うこととなった次第であります。

公益は、労使双方の主張並びに事務局から示されました実態調査の結果、さらに大阪府の鉄鋼業を取り巻く状況などを勘案し、その際に示しました公益委員見解は、次のとおりであります。

大阪府鉄鋼業最低賃金時間額を996円、これは28円の引上げでございます。発効日は法定どおりとするものであります。

この提案について採決を行いましたところ、賛成過半数となり、公益を代表する委員の見解のとおりとすることとし、先ほど読み上げました報告書のとおり結審いたしました。

報告は以上でございます。

ただいま私が経過について御報告申し上げました説明の内容、あるいはそれに関連しまして各委員から御意見、御質問がございましたら承りたいと存じますので、御発言をお願い申し上げます。いかがでしょうか。

黒田委員、お願いいたします。

## 黒田委員

おはようございます。労働側委員の黒田でございます。

労働側委員より一言発言をさせていただきたいと思っております。

まず、この間専門部会で熱心に御議論いただきました公労使のそれぞれの委員の皆様に、心より敬意を表したいと思っております。

ただいま報告にもありましたが、996円、プラス28円に対する公益委員が示され、採決があったということでもあります。賛成過半数ということで専門部会報告もあったところでございます。

私ども労働側としましては、この間、経年的データからの支払い能力に問題がないこと、最低賃金における鉄鋼業の優位性の維持、鉱工業生産指数からも生産が回復基調にあること、特に昨年下半年以降、回復傾向であると強く主張してきました。

労働側としましても、この996円について十分であると認識しているわけではございませんが、これまでも専門部会での議論を踏まえて判断してきたところでございます。使用者側の各委員の皆様の理解を得られず、不一致になってしまったことは極めて遺憾と言わざるを得ません。鉄鋼関係で働く特に非正規と言われる労働者の期待は高く、そのことを通じて鉄鋼労働者のインセンティブにもつながること、また人材の確保という観点から早期の改定が必要と認識しているところであります。

コロナが少し落ち着きを見せております。このまま推移することを祈るばかりでございます。今後、アフターコロナで経済を回していくには、最賃の引上げにより消費の拡大を図っていくことが重要であり、経済回復の大きな柱となると思っております。

改めまして、本日の専門部会報告に基づき、賛成多数で結審されることを求めていると思っております。各委員の皆様への御理解を賜りたく思っております。

以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございます。

ただいま御意見を頂戴しましたが、ほかの委員の皆様方、いかがでしょう。

平岡委員、どうぞ。

## 平岡委員

ありがとうございます。

まず、同じく公労使各委員の皆様方の真摯な議論に敬意を表したいと思います。

鉄鋼業部会におきましては、使用者側委員として25円の引上げが妥当だという主張で、993円とすべきだということをお願いしておりました。結果、議論の中で、残念ながら同意いただくことには至りませんでした。それで今日の採決となったわけですが、この25円の引上げといいますのは、国内のコロナ禍の影響にとどまらず、グローバルな経営環境の中で、この業界を取り巻く現状ですとか先行き、これを踏まえたぎりぎりのラインを主張したものだと考えております。

したがって、公益委員の見解で示されました28円の引き上げ、996円につきましては、改めて使用者側として反対をしたいという意思表示をさせていただきたいと思います。

以上です。

## 服部会長

ありがとうございます。

ただいま御意見を頂戴いたしましたが、さらに御意見ございませんでしょうか。

労働者を代表する委員、よろしいですか。

( な し )

## 服部会長

使用者の委員の皆様方、よろしいでしょうか。

( な し )

## 服部会長

ありがとうございました。

それでは、御意見も出尽くしたというふうに理解させていただきまして、鉄鋼業最低賃金専門部会において、改正決定について全会一致が得られなかったことについて、本審議会において公益を代表する委員の見解を改めてお示しし採決することといたします。

公益を代表する委員の見解につきましては、先ほど事務局が読み上げました部会報告書のとおりでございます。

それでは、この部会報告の文案どおりということで、賛成の方は挙手をお願いいたします。

( 賛成者挙手 )

## 服部会長

ありがとうございます。  
続きまして、反対の方、挙手をお願い申し上げます。

( 賛成者挙手 )

## 服部会長

ありがとうございます。  
それでは、事務局から結果の報告をお願いいたします。

## 恩田主任賃金指導官

会長を除きます出席委員17名のうち、賛成が11名、反対が6名でございます。  
以上です。

## 服部会長

ありがとうございます。  
ただいま御報告をいただきましたとおり、賛成が出席委員の過半数となりますので、採決の結果は公益を代表する委員の見解のとおりとする旨の結論となりました。  
それでは、この議決に基づきまして局長に答申を行いたいと存じますので、事務局は答申文案の御準備をお願いいたします。

## 的場賃金課長

御用意しておりますので、まず会長に御確認させていただきます。

( 会長が答申文案を確認 )

## 的場賃金課長

会長に御確認いただきましたので、答申文案を配付いたします。

## 服部会長

お手元に配られましたのが、答申文の案です。  
事務局で読み上げをお願いいたします。

## 服部賃金指導官

それでは、読み上げます。  
令和3年11月24日  
大阪労働局長 木原亜紀生 殿  
大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子  
大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和3年7月6日付け大労発基0706第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別紙

大阪府鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

大阪府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 996円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

以上です。

**服部会長**

ありがとうございます。

ただいまの内容で御異議ございませんでしょうか。

（ 異 議 な し ）

**服部会長**

ありがとうございます。

それでは、局長に答申をさせていただきます。

（ 会長から答申文を局長へ手交 ）

**服部会長**

それでは、大阪府鉄鋼業最低賃金の今後の手続について、事務局より御説明をお願いいたします。

**恩田主任賃金指導官**

大阪府鉄鋼業最低賃金の今後の手続につきまして御説明申し上げます。

本日11月24日付けで、審議会の答申の要旨及び異議の申出につきましての公示を行います。

この異議申出の締切日は12月9日木曜日となりまして、異議申出がございましてと12月10日金曜日に開催を予定しております第347回総会におきまして、異議申出について諮問し御審議をお願いすることとなります。

なお、後ほど説明させていただきます他の特定最低賃金に係る異議申出につきましては、既に公示を行い締切日が到来しており異議申出がなかったことを申し添えます。

事務局からの説明は以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問ございませんでしょうか。

( な し )

## 服部会長

ありがとうございます。質問はないとのことですので、続きまして、議事(2)「大阪府塗料製造業最低賃金等の改正決定に関する報告について」に入ります。

事務局から報告をお願いいたします。

## 的場賃金課長

それでは、先ほど御報告のありました鉄鋼業以外の残りの6業種の特定最低賃金の審議結果について御説明させていただきます。

6業種の特定最低賃金は、各専門部会において全会一致で改正決定の必要性ありと議決され、金額の改正決定についても全会一致で議決されており、改正決定最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、各専門部会の決議をもって審議会の決議となっております。

それぞれの特定最低賃金についてですが、まず大阪府塗料製造業最低賃金につきましては、資料4のとおり、9月27日に専門部会における全会一致により29円の引上げで時間額1,000円で決議されております。また、大阪府機械・金属製品製造業関連産業最低賃金は、資料5のとおり、9月15日に専門部会における全会一致により29円の引き上げで時間額997円、大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金は、資料6のとおり、9月24日に専門部会における全会一致により28円の引き上げで時間額998円、大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金は、資料7のとおり、9月16日に専門部会における全会一致により28円の引き上げで時間額994円、大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金は、資料8のとおり、9月29日に専門部会における全会一致により28円の引き上げで時間額993円、大阪府自動車小売業最低賃金は、資料9のとおり、9月24日に専門部会における全会一致により28円の引き上げで時間額993円で、それぞれ決議されております。

なお、ただいま説明させていただきました特定最低賃金の効力が発生する発効日は、全て令和3年12月1日であることを申し添えます。

以上です。

## 服部会長

御報告ありがとうございます。

先ほどの答申と、ただいまの御説明のとおり、これで全ての大阪府最低賃金が決定いたしました。それでは、大阪労働局の木原労働局長から御挨拶をいただきます。

## 木原労働局長

私から御礼の御挨拶を申し上げます。

先ほど会長から、令和3年度の大阪府鉄鋼業最低賃金について答申をいただきました。また、残りの6業種の大阪府特定最低賃金につきましても、既に各専門部会において答申をいただいております。これで全ての大阪府の最低賃金が決定いたしました。

私どもから7月6日に諮問させていただいて以来、特定最低賃金専門部会の委員の方を中心に、コロナ禍という非常に厳しい状況の中で、どのように考えるかということも含めて慎重かつ真摯な御審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

発効後は、地域別最低賃金と同様に、最低賃金の周知徹底と履行確保、さらには中小企業支援措置の周知、利活用の促進にも全力を挙げて取り組んでまいります。

最後になりますが、各委員の皆様方には引き続き大阪地方最低賃金審議会の運営につきまして御協力を賜りますようお願いを申し上げ、御礼の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

## 服部会長

ありがとうございました。

それでは、続きまして議事(3)「令和3年度大阪府最低賃金の答申附帯事項に関する取組状況報告について」に入ります。

事務局から御説明をお願いします。

## 的場賃金課長

それでは、事務局から令和3年8月4日付大阪府最低賃金答申の際、御要望いただきました附帯事項について、取組状況を報告いたします。

資料を御覧ください。

まず、1ページに記載していますとおり、附帯事項は5項目ございました。これらの5項目に対して取り組んだ状況を、順を追って御説明させていただきます。

2ページ目を御覧ください。

まず、1項めの大阪府最低賃金の的確な周知広報、履行確保を行うことへの取組について説明いたします。

周知広報は、従来からできるだけ多くの大阪府の事業主、大阪府内で働く方々に知ってもらえるような様々な手段で取り組んでおり、大阪府内全自治体の広報誌への掲載、ケーブルテレビ番組への出演、包括的連携協定を結んだ金融機関での周知をはじめ、公共団体などの広報媒体を活用し積極的に取り組んでおります。

また、3ページに掲載していますとおり、大阪府最低賃金のリーフレット、ポスターは、2,000件

を超える機関、団体、事業場へ送付いたしました。これらのリーフレットは、厚生労働省本省から送られてくるものと、大阪労働局独自で作成しております大阪府最低賃金、特定最低賃金、近畿2府4県の一覧の3種類がございます。特に、地方最低賃金のリーフレットは、厚生労働省作成のリーフレット、ポスターが配送してくるまでしばらく時間がかかるため、そのタイムラグを埋める意味もあり、確定後に作成し、自治体、関係団体を中心に速やかに送付しております。

その隣に掲載しております今年度の特定最低賃金リーフレットは、本日答申されました大阪府鉄鋼業最低賃金額を、大阪府最低賃金と同額の992円として、労働局、監督署、ハローワークのみに手渡しで限定で配付しておりますが、今後、異議審を経て、大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定に係る官報公示後、確定版を作成し、広く配布することとしております。

また、在阪鉄道各駅や中小・小規模事業者が利用することが見込まれる場所でのポスター掲示、YouTubeの配信等あらゆる媒体を活用し、最低賃金の周知広報等に取り組んでまいります。

次に、4ページを御覧ください。

履行確保の取組について御説明いたします。

最低賃金を主眼に置いた監督を、例年1月から3月にかけて行っておりますが、令和2年度は、監督開始直前に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、それまで準備していた監督が実施できなくなったため、対象事業場に対し、全国統一した様式の調査票を送付し、最低賃金等を記載していただいで返送してもらうという方法に切り替えました。

調査票の内容から違反が疑われる事業場と、あるいは返送されなかった事業場に対して監督を行うことといたしました。調査票送付件数につきましては約900件で、監督に至った事業場につきましては49件となりました。そのうちの違反率を計上しておりますので、26.5%と高くなっております。

今年度は、最低賃金主眼監督につきましては、例年どおり実施する予定としております。今後も確実に監督を進めてまいりたいと思っております。

次に、2項めの中小企業等に対する生産性向上等の支援措置について、利活用の促進、支援を努めること、特に各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効力発生日を踏まえ、周知広報と一層の利活用を促進することについての取組につきまして御説明いたします。

令和3年度は、時間給28円の大幅引き上げということもあり、中小企業及び小規模企業に対する支援策について、10月1日の発効日より前に広く迅速に周知する必要があることから、9月を最低賃金周知・支援月間とし、その取組概要などの実施要綱を定め、大阪労働局全体の取組としてプレスリリースをするとともに、労使団体をはじめ自治体や支援機関等、中小企業及び小規模事業者との関わり合いの深い機関に対し、積極的な周知の御協力をお願いいたしました。

皆様には、各機関の会報誌やメールマガジンへの掲載、セミナー等様々な方法で周知広報活動に御協力いただき広く周知することができました。

また、働き方改革の実現に向け、助成金の活用、就業規則の作成等、中小企業を対象とした幅広い労務に関する支援を行う大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、最低賃金引上げの支援策の中で、各企業の状況に応じた支援策の提案を行っており、その旨をリーフレットに掲載し、総合的な相談窓口であることを周知いたしました。相談件数につきましては、(2)の表のとおりとなります。雇用調整助成金及び業務改善助成金など、企業の状況に応じた対応を行ってまいりました。

そして、労働基準監督署における取組といたしまして、最低賃金改定の影響を受けやすい事業場を約900件選定し、それぞれの事業場に合った資料を用意し、直接、最低賃金の改定額の周知と支援制

度の活用を、訪問して説明する予定でしたが、緊急事態宣言発出のため一部は郵送してから電話での説明を行うという形式を取りました。

これらの周知の結果として、6ページに、5として支援策活用状況を掲載しております。中でも、令和3年8月から最低賃金引上げに直結する特例を設けた業務改善助成金の申請件数は、10月末現在で、昨年1年間の5倍以上に当たる232件となりました。今年度は、9月だけでも174件の申請があり、9月のみ及び年度の累計ともに、大阪労働局は全国トップとなっております。

以上のように、令和3年度の最低賃金確定以降、改定賃金額と賃金引上げ支援策の周知を速やかに幅広く行うため大阪労働局を挙げて対応するとともに、各関係機関、労使団体の御力を借り取り組んでまいりました。

また、大阪働き方改革推進会議最低賃金のための環境整備に関する作業部会では、令和2年度の会議が中止になったことを受け、メールでの御意見の集約をいただき、いただいた御意見を取り入れ、今回、大阪局リーフレット裏面に、省庁を横断する支援策を掲載し効果的な周知を行いました。今後は、掲載した他省庁の支援策の内容の更新を行い、総合的な相談窓口として対応した働き方改革推進支援・賃金相談センターの周知をさらに進めていくことといたします。

次に、3項めの行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請することについて御説明させていただきます。

毎年9月に、厚生労働省労働基準局長から各都道府県知事と政令指定都市の市長宛てに、委託先の最低賃金履行確保に配慮を求める要請文書を発出し、12月までには大阪府知事と大阪労働局の連名でそのほかの各自治体に、また、労働基準部長名で、国の在阪機関や独立行政法人等にも要請文を発出しております。本年度も大阪労働局から要請文を発出予定です。また、そのほか労働局が行う建設工事等発注業務担当者の会議において、労働局からの要請として説明を行っており、継続していくこととしております。

最後に、4項めの公正取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ることについて御説明いたします。

下請け駆け込み寺等事業にかかる近畿ブロック情報連絡会議として経済産業省などと連携を図っており、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で会議は中止となったものの、今後も引き続き事務局である公益財団法人全国中小企業振興機関協会と共に積極的に参画していくこととしております。

また、労働基準監督署では、親事業者の禁止行為や、または建設業法違反のおそれを認めた場合には、所管の官庁に通報する制度が整備されております。下請の業者の同意なく通報することができるよう平成31年1月から拡充されておりますので、今後も適正に運用していくこととしております。

附帯事項5項めにつきましては、ただいま説明いたしました4項目の取組状況を検証し、本総会で報告させていただくことになっております。これらの取組につきまして、引き続き積極的に進めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局から、令和3年度大阪府最低賃金の改正決定答申附帯事項の取組につきまして、これまでの取組状況について報告いたしました。

以上です。

## 服部会長

ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。  
柴田委員、どうぞ。

## 柴田委員

中央会の柴田です。いつも御世話になっています。

労働局でいろいろな取組、周知等をしていただきありがとうございます。特に、今年9月に周知月間を設けていただいたことにより、会員の組合、企業から、「早く最低賃金の引上げが分かって準備ができた」という声もいただいています。この取組は1年で終わることなく継続していただければと、お願いします。

それから、今、御説明はなかったのですが、1ページ目の最初のところに、周知広報及び速やかな給付体制の構築等を国に強く求めるという部分があります。労働局の取組は非常にやられているのは分かったのですが、求められた結果、厚生労働省本省がどのような取組をされたかを、今の現時点での状況を御説明いただけたらと思います。

以上です。

## 服部会長

ありがとうございます。

ただいまの御質問、御要望の点について、お答えできますでしょうか。よろしいですか。

## 的場賃金課長

附帯事項につきましては、本省のほうへ上申させていただいております。現時点では、特に何か情報がある状況ではございませんので、今後何らかの情報があれば、委員の皆様方にはメール等を通じて御報告申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## 服部会長

ただいまのような御返答でよろしいですか。ありがとうございます。

ほかに、非常に多岐にわたる内容でございますので、こういう機会ですので、よろしければ何か御発言ございましたらいかがでしょうか。よろしいですか。

( な し )

## 服部会長

それでは、特段ないようですので、先に進ませていただきます。

続きまして、議事(4)その他に入ります。

その他、何かございませんでしょうか。

労働者を代表する委員、いかがでしょうか。

( な し )

## 服部会長

よろしいですか。  
使用者を代表する委員、何かございますか。  
どうぞ。

### 柴田委員

1点確認ですけれども、先ほどの会長からの御説明では、大阪府の最低賃金が全て決まりましたとの御発言であったと思います。そうすると、12月10日の審議会は別に必要ではないかなと思ひまして、確認させていただきたいなと思います。

局長も同じような挨拶をされたので、もうこれで決まりかなとも思ったんですけれども、いかがでしょうか。

### 服部会長

そのあたりのところ、ちょっと丁寧に、よろしければ課長から御説明をお願いします。

### 的場賃金課長

本日、鉄鋼業の特定最低賃金可決されましたが、これから異議の申立ての期間に入ります。総会、異議審が12月10日に予定されております。理由は、12月9日までが異議の申立て期間となりますので、異議の申立てがあった場合には、12月10日に総会を開かせていただきます。ない場合には総会自体はなくなります。その後、もし異議申立てがない場合につきましては、12月22日に公示が行われ、最短で1月21日に発効予定となっております。異議の申立てがあった場合には、そこでもう一度総会を開かせていただきまして、審議いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

### 柴田委員

ということは、今日決定したというわけじゃないということですね。

### 的場賃金課長

はい、そうです。

### 柴田委員

わかりました。

### 木原労働局長

すみません、私も不用意な発言をしまして失礼しました。

### 服部会長

私も同様に、少し従前のつもりで発言してしまって誤解を招いたかと存じますが、鉄鋼については、今課長から御説明があったスケジュールの形で展開してまいるといふことでございます。

このほかに何でも疑問等ございましたら、よろしいでしょうか。

どうぞ、黒田委員。

## 黒田委員

今、課長から御説明のあった発効日ですけれども、1月21日とおっしゃいましたが。

## 的場賃金課長

すみません、1月22日です。すみません、失礼しました。

## 服部会長

発効日は1月22日という形になっております。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の審議は全て終了いたしました。

なお、議事録の署名につきましては、私のほか、労働者を代表する委員は黒田委員に、使用者を代表する委員は平岡委員をお願いを申し上げます。

それでは、本日はこれもちまして閉会といたします。

委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでございます。

(閉会 10時15分)